

次期総合計画・創発プランの策定方針

1. 新計画策定の背景・目的

市の最上位計画である総合計画の計画期間が令和7年3月で終了となる。
市政運営にあたっての基本的な方向性を定め、本市の目指す将来像を明らかにするとともに、総合計画・創発プランとの関係を明確にする。

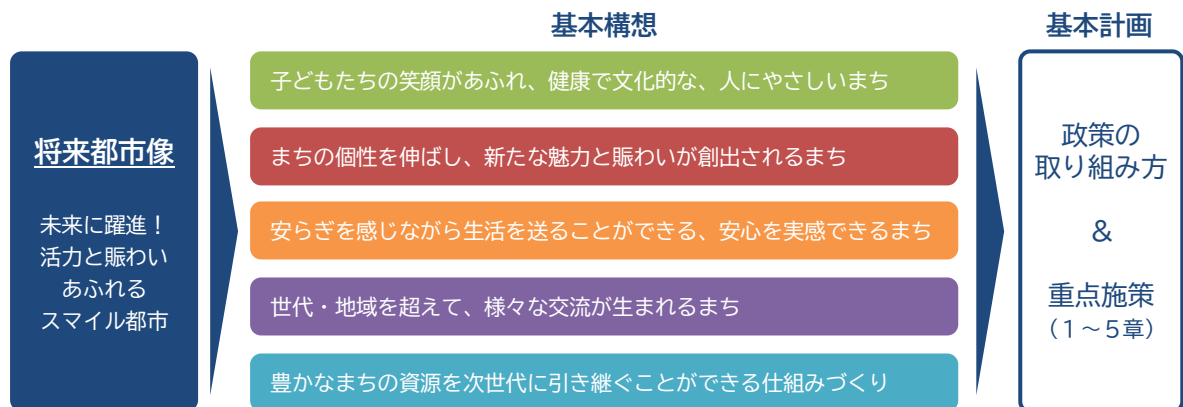
2. 現計画の概要

第5次総合計画

法的根拠：なし（平成23年までは地方自治法による法定計画）

本市においては、自治基本条例第18条に規定

計画期間：平成28年4月から令和7年3月



和泉創発プラン

本市の行財政改革プラン

計画期間：平成28年4月から令和7年3月



計画年度	計画	内容
H17～H21	財政健全化計画 和泉市行財政改革 プラン	財政健全化、土地開発公社、外郭団体見直し、給与カットなどを視点に整理
H23～H26	和泉再生プラン	財政、行政経営、地域活性化、人事、組織などを視点に整理
H27～R 元	和泉躍進プラン	まちづくりの視点を新たに加え、まちづくり、財政健全化、組織・人づくりを視点に整理
R2～R6	和泉創発プラン	まちづくり、公共施設マネジメント、財政健全化、頑張る職員が報われる制度・働き方改革を視点に整理

3. 新計画の位置付け、関係性

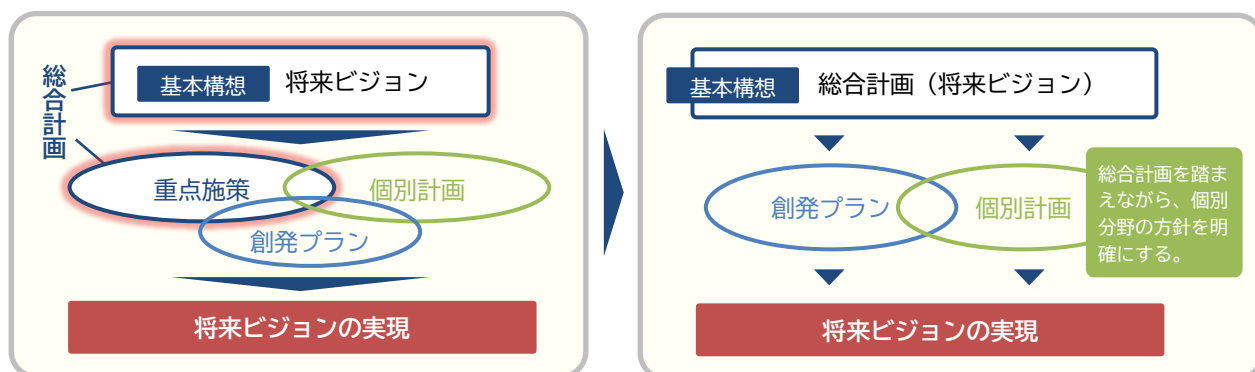
総合計画

まちづくりの最上位計画として、まちづくりを推進するための取組の検討やあらゆる分野の個別計画を策定する際の基本となるもの

創発プラン

行財政運営の観点から、「まちづくり」に係る重点取組事項に加え、「財政健全化」「組織・人づくり」に係る内容を整理したもの

⇒ まちづくりに係る部分など、両計画で内容が重複する部分があるため、両計画が担う部分を明確に整理し、一体的に策定していく。



4. 新計画の基本的な考え方、体制

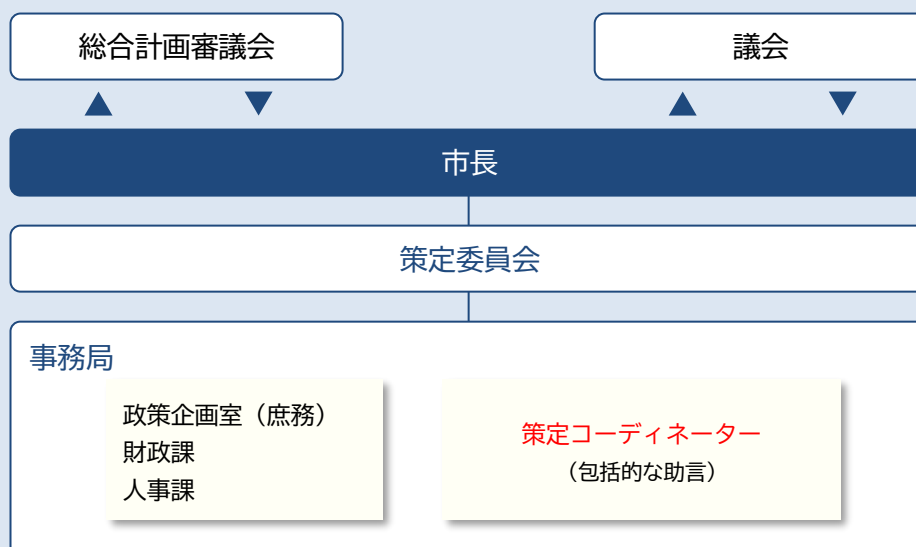
基本的な考え方

- 総計は基本構想部分のみとし、基本計画は作成しない。そのため、創発プラン・個別計画が具体的な事業に関する部分を担う。
- 次期創発プラン及び個別計画との整合を図る
- 様々な手法により市民等の意見を聴取し、適切に計画に反映させる
- シティプロモーションの視点から、市民が見てわかりやすい計画とする
- 前例にとらわれない、斬新で新しい提案を積極的に取り入れる

計画期間



策定体制



5. 策定にあたっての意見聴取の方法

(1) 分野別アンケート

アンケートにより市民や市内事業者等からの意見を聴取し、その意見を取りまとめ・分析を行ったうえで、総合計画を策定する。市民等には、和泉市のことを理解してもらうための紹介動画をご覧ください、そのうえで回答をお願いする。

アンケートの想定案		
番号	対象者	内容
i	市民（無作為抽出）	市内在住の18歳以上の市民、男女3,000人を無作為抽出したアンケート。（紙配布 紙及びWeb 回答）
ii	市公式LINE 登録者	本市の公式LINEに登録している市民を対象としたアンケート。（LINE 回答）
iii	桃山学院大学生	和泉市で一人暮らしをしている桃山学院大学の学生等を対象としたアンケート。（調査票配布 Web 回答）
iv	児童・生徒	市内小中学生を対象（学年は調整）としたアンケート。（学校と調整のうえ Web 回答）
v	事業者	商工会議所等を通じ市内事業者を対象としたアンケート。（調査票配布 Web 回答）
vi	各種団体等	福祉、文化等の市内各種団体を対象としたアンケート。（調査票配布 Web 回答）
vii	子育て世帯	子育て世帯を対象としたアンケート （調査票配布 Web 回答）

⇒ 資料1

(2) 策定コーディネーターの登用

策定開始から完了まで、包括的にアドバイスを求めるため、コーディネーターを登用する。

(3) 分野別学識へのヒアリング

「子育て」、「教育」、「DX」、「福祉」、「環境」等複数の分野を設定し、その分野における学識経験者等からの助言を受けるものとする。人材は、市からの候補者、受託事業者からの提案者から協議のうえ決定する。各学識経験者に対し最低2回は実施する。

⇒ 資料2

(4) 各課へのヒアリング

6. 計画の構成

基本的には第5次総合計画を踏襲するが、総合計画が「基本構想」を、創発プランが「基本計画」部分を担う。

第5次総合計画	基本構想	1	計画の背景	・とりまく時代の潮流 ・市民の意識 ・産業構造の現状等 ・人口推計 ・和泉市が持つ優位性	第6次総合計画
		2	まちづくりの基本方針	・基本的な考え方 ・まちづくりの視点 ・<u>土地利用構想</u>	
		3	将来都市像	・将来都市像 ・まちづくりの目標	
	基本計画	4	重点施策	・定住の促進 ・にぎわいの促進 ・安全・安心の促進 ・支え合い・協働の促進 ・都市経営の促進	次期和泉創発プラン 各種個別計画

要検討

本市を6つの地域に分類しているが、特段活用されていないため。
(第2次都市マスでは言及あり)

⇒ 資料3

7. 計画の成果目標、進捗管理の考え方

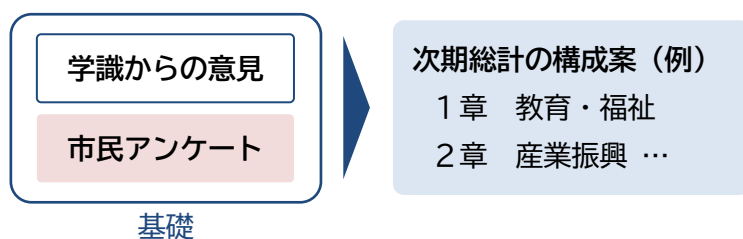
現時点では、総合計画の章立て等は未定ではあるものの、総合計画と創発プランを連携させることで、創発プランを評価すれば総合計画の進捗管理ができる仕組みを検討する。

次期総計等に係るアンケート調査について

アンケートの目的・聞く内容

■ 目的

市民のニーズを把握し、次期総計の構成（章立て）や重点的に取り組む項目を決定する際の基礎とする。



■ 聞く内容

- ・ 今、どんな分野に不満を抱えているか（3つ選択＋その理由を記述）
- ・ 今後、市に力を入れてほしい分野はなにか（ 同上 ）

	聴取内容	対象	聴取方法
子ども	子ども目線の理想のまち	調整中	社会科の授業内
保護者	子育て施策に対する意見	市立の小中学校に通う子どもの保護者	校務システムを通したお知らせの配信
商工業	本市における商売のしやすさ等	商工会議所へ所属する企業	商工会議所を通し、各種会議等にて案内を配布
各種団体	本市の福祉施策に対する意見	市内の福祉的団体 or 窓口に来た市民	団体に依頼 or 市民に QR コードを渡す
桃大生	若者から見た和泉市	市外から和泉市に転入してきた大学生	教務等を通じて案内を送付
市民	市政への全体的な意見	無作為抽出した市民	郵送 ⇒ LINE 等で回答
		LINE 友だち登録者	LINE によりアンケートを送付

(参考：第5次総計策定時の市民からの意見聴取)

	聴取内容	対象	聴取方法
桃大生へのアンケート	若年世代の定住に関する調査分析・報告	一人暮らしの桃大生	ゼミでの研究の一環
ワークショップ	目指すべき都市イメージ	公募市民＋桃大生	ワークショップ内での発表

第6次和泉市総合計画の策定に係る 市民アンケート (イメージ)

第1章

■ 子育て支援

■ 健康

■ 生涯学習

■ 文化・スポーツ

第5次総計における市の実績
(動画の内容と重複)

■ 都市整

1～5章まで記載
(全部で見開き3ページ程度)

■ 教育

■ 福祉

共通の質問

年齢（年代）、住んでいる地域（校区）、性別等

- （１）和泉市は第５次総合計画の期間中、前ページのような取組をしてきました。これらを踏まえ、良かったと思う分野を３つ選んでください。

子育て支援	教育	健康
福祉	生涯学習	文化・スポーツ
都市基盤整備	上下水道	生活環境
環境保全	商工業	農林業
労働	観光	地域医療
防災・防犯	消防・救急	市民協働
人権文化	男女共同参画	資産の適正管理
組織・人事	行財政運営	シティプロモーション

その理由（自由記述）

- （２）今後、和泉市をより住みやすいまちにするために、和泉市が重点的に取り組むべきと思う分野を３つ選んでください。

子育て支援	教育	健康
福祉	生涯学習	文化・スポーツ
都市基盤整備	上下水道	生活環境
環境保全	商工業	農林業
労働	観光	地域医療
防災・防犯	消防・救急	市民協働
人権文化	男女共同参画	資産の適正管理
組織・人事	行財政運営	シティプロモーション

その理由（自由記述）

子育て世帯

- (1) 本市の子育て施策について、評価できる点と改善すべき点を記入願います。

評価できる点（自由記述）

その理由：

改善すべき点（自由記述）

その理由：

- (2) これがあれば「より和泉市に住みたくなる」ということがあれば記入願います。

（自由記述）

子ども

- (1) 和泉市は、誰もが住みやすいまちづくりをすすめています。これを達成するためには、市民全員で共通した目標を持つことが大切ですが、どのような目標を持てば、これを達成できそうでしょうか。

（自由記述）

事業者

- (1) 本市の商工業、農林業施策について、評価できる点と改善すべき点を記入願います。

評価できる点（自由記述）

その理由：

改善すべき点（自由記述）

その理由：

- （２）本市の商工業、農林業をさらに発展させるため、有効と思われる施策があれば記入願います。

（自由記述）

各種団体

- （１）本市の福祉施策について、評価できる点と改善すべき点を記入願います。

評価できる点（自由記述）

その理由：

改善すべき点（自由記述）

その理由：

- （２）これがあれば「より和泉市に住みたくなる」ということがあれば記入願います。

（自由記述）

⇒ 本編に戻る

コーディネーター・分野別専門家の候補者について

1. コーディネーター

策定の最初から策定完了まで、包括的に助言を受ける

<意見聴取のタイミング>

- ・策定支援事業者選定仕様書への意見
- ・アンケート項目への意見
- ・アンケート結果と学識の意見の分析
- ・たたき台への意見 2回

■ 選定にあたっての考え方

- ・本市のまちづくりに精通している者
- ・各種計画等の策定経験のある者
- ・都市政策やまちづくり等を専門に研究している者

■ 現時点での候補（候補者には未接触）

候補者	本市での役職等	所属等
嘉名氏	和泉市都計審委員、他市教育委員	大阪公立大学 工学研究科
辻氏	元和泉市 FM 審議会会長	東大阪大学 特任教授（住居学）
下村氏	和泉市景観計画策定委員会会長	大阪公立大学 現代システム科学研究科
山口氏	外環計画懇談会ファシリテーター	
阿部氏	第5次総合計画審議会（委員長）	大阪市立大学大学院 法学研究科

2. 分野別専門家へのヒアリング

たたき台の作成・骨子案の作成過程において、有識者の専門分野に絞って助言をうける

■ 選定にあたっての考え方

- ・本市のまちづくりに精通している者
- ・教育や福祉等、個別の専門分野を持つ者

■ 現時点での候補（候補者には未接触）

- ・本市の附属機関の委員から、分野にバラつきがないよう 10 名程度を選定予定
（第5次総計時の委員構成を基に構成）
都市計画、環境、教育、子育て、健康、防災、コミュニティ、経営、福祉

今後、候補者について庁内照会を予定していますので、ご協力よろしくお願いします。

(参考：第5次総計策定時の専門委員)

氏名	分野	所属（当時のもの）
稲澤 克祐	公会計、財政	関西学院大学 経営戦略研究科教授
角野 幸博	都市計画	関西学院大学 総合政策学部都市政策学科教授
加藤 晃規	都市計画	関西学院大学 総合政策学部都市政策学科教授
金川 めぐみ	社会福祉	和歌山大学 経済学部准教授
上甫木 昭春	緑地計画	大阪府立大学 生命環境科学部生命環境科学研究科教授
今川 晃	政治学	同志社大学 政策学部政策学科教授
永松 伸吾	防災、危機管理	関西大学 社会安全学部准教授
久 隆浩	都市計画	近畿大学 総合社会学部教授
藤田 忍	都市計画	大阪市立大学 生活科学研究科教授
松端 克文	地域福祉	桃山学院大学 社会学部社会福祉学科教授
村田 智美	地域福祉	龍谷大学 社会学部 地域福祉学科 特任講師

⇒ 本編に戻る

土地利用構想の掲載の要否について

1. 決定したい事項

- ・ 第6次総合計画（基本構想）において、土地利用構想を引き続き掲載するかどうか
- ・ 掲載するのであれば、その内容

2. 現計画における「土地利用構想」

- ・ 市内を4つの圏域に区分（北部・北西部・中部・南部）
- ・ 市内を6つのゾーンに区分（既成市街地・新市街地・産業集積・自然活用・交流空間・環境共生）

第3節 土地利用構想

本市では、「山間部・丘陵部・平野部」と分類することができ、土地形成の特徴を生かしつつ、市内を4つの地域に区分のうえ、都市環境と自然環境の調和を図り、市民が利便性や快適性を享受することができるまちづくりに取り組んでまいりました。

今後についても、第3次・第4次和泉市総合計画における4つの圏域を継承したまちづくりを推進しつつ、地域の特性を生かしてまちの魅力を向上させることにより、交流人口の拡大を図るとともに、地域への誇りと愛着を醸成し、定住志向の高いまちをめざします。

そのため、長期的な視点を持って土地利用の方向を定めるべく、本市を6つのゾーンに区分し、豊かな自然環境や歴史文化と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導を行い、より快適で利便性の高い都市形成を図ります。



1 既成市街地ゾーン

JR阪和線沿線や松尾川・榑尾川に沿った既成市街地で、住宅地や商業地などで構成されていますが、狭隘道路のある地域や住宅と工場等が混在する地域もあり、良好な住環境や産業環境を形成する必要があります。

そこで、地区の特性に応じ、適切な規制・誘導方策を活用しながら、周辺環境との調和に配慮した産業用地としての土地利用の促進や良好な住環境の形成をめざします。

2 新市街地ゾーン

丘陵部において計画的に開発された住宅地や集合住宅、商業地などで構成され、開発に伴い人口が増加した一方で、人や車の往来が増加していることから、利便性、安全性に配慮しつつ周辺環境と調和したゆとりある良好な住環境の維持保全、充実をめざします。

3 産業集積ゾーン

トリヴェール和泉西部地区やテクノステージ和泉は、本市の産業全体の高度化と活性化を牽引する産業地区として、企業の誘致や産業環境づくりを進めるとともに、沿道施設の充実を図り、商業施設の集積を生かした、賑わいのある地区の形成をめざします。

4 自然活用ゾーン

徳太山丘陵周辺は、市街地に隣接する身近な自然環境として、その豊かな自然空間の保全をめざすとともに、市民が気軽に自然と触れ合うことができる場などとしての活用をめざします。

5 交流空間ゾーン

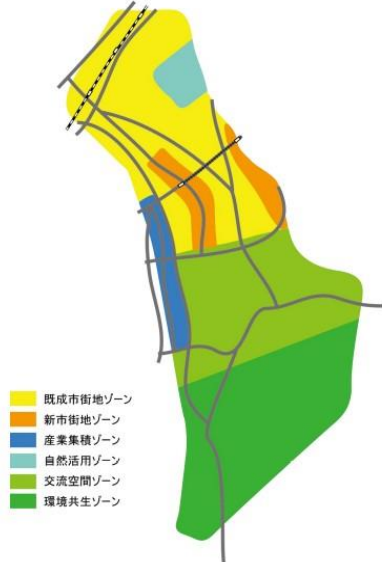
光明池香木線から国道170号沿道までの地域は、既存集落と山林や農地が広がっていますが、人口流出や地域コミュニティの空洞化、沿道環境の形成への対策が求められています。そこで、多面的な農地の活用等をめざすとともに、持続可能な集落環境づくりをめざします。

また、国道170号沿道については、良好な沿道景観形成と産業活力の維持・増進に寄与する土地利用をめざします。

6 環境共生ゾーン

交流空間ゾーンから南の地域で、金剛生駒紀原国定公園を含む山林の豊かな自然環境があります。

その山林を本市の貴重な環境資源として保全するとともに、地域活性化の場として活用をめざします。



■ 本市の他計画との関連

都市計画マスタープラン II 全体構想 (4) 将来都市構造

「第5次総合計画において、土地利用の特性を踏まえて本市を6つのゾーンに区分しています。…（後略）」との記述と、各ゾーンの説明が記載されている。（説明内容は第5次総計のものと同一）

3. これまでの変遷

	タイトル	内容
第1次	土地利用構想	5つのゾーン分け 既成市街地ゾーン、市街地誘導ゾーン、新市街地開発ゾーン、開発調整ゾーン、保全ゾーン 広域幹線道路により圏域を区分。開発の方向性を決める。
第2次	-	記載なし
第3次	土地利用構想	5つのゾーン分け 既成市街地再生ゾーン、市街地基盤整備ゾーン、新市街地整備ゾーン、開発調整ゾーン、保全ゾーン 広域幹線道路により圏域を区分。開発の方向性を決める。
	地域別整備構想	4つの圏域分け 北部、北西部、中部、南部 地域ごとの特性に応じた整備を推進。各地域に行政窓口、生涯学習機能、地域コミュニティ拠点、防災拠点、情報拠点を置く。
第4次	地域別将来像	4つの圏域分け 北部、北西部、中部、南部 地域ごとの特性に応じた整備を推進。3次総計の地域区分を踏襲
	土地利用構想	5つのゾーン分け にぎわいの都市再生ゾーン、ふれあいの生活居住ゾーン、つどいの都市成熟ゾーン、みどりの交流空間ゾーン、いこいの自然共生ゾーン 都市基盤は概ね整いつつある。各ゾーンの資源や課題を踏まえた土地利用の規制・誘導を行う。
第5次	土地利用構想	4つの圏域分け 北部、北西部、中部、南部 3次・4次総計の4つの圏域を継承したまちづくりを進める 6つのゾーン分け 既成市街地ゾーン、新市街地ゾーン、産業集積ゾーン、自然活用ゾーン、交流空間ゾーン、環境共生ゾーン 自然環境や歴史文化と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導を行い、より快適で利便性の高い都市形成を図る。

4つの圏域分けの考え方

行政機能の配置のための基準

ゾーン分けの考え方

土地利用の規制・誘導のための区域分け

■ 国からの通知

- 昭和 44 年の自治法の改正により、各市町村は基本構想を策定するものと法定された。
- これを受け、自治省から「基本構想の策定要領について」が発出され、その中に「**市街地、集落等の配置、交通通信体系、土地利用の構想等を定めることにより、総合的な地域社会の構造を明らかにすること。**」という要件があったため、「土地利用構想」を計画に盛り込んだものと思われる。

(通知の全文は本資料の末尾に掲載)

4. 他市の状況

府内 31 市（政令市以外の市）における「土地利用構想」の記載状況

記載なし	23	
圏域のみ	0	
ゾーンのみ	5	河内長野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、阪南市
圏域&ゾーン	3	岸和田市、泉佐野市、富田林市

法定計画でもないため、土地利用構想については作成していない団体が大多数

5. 本市における活用状況

全庁を対象に、活用状況を尋ねたところ、次の回答があった。

(回答ない場合は「活用していないため不要」とみなす、とした)

4 圏域の考え方が必要と回答した課（室）

名称	活用対象	活用の理由
広報・協働推進室	タウンミーティング	圏域で1回開催しているため。
	南北リージョンセンターの設置	圏域に1つ、行政機能を持たせる観点からリージョンセンターを配置しているため。
高齢介護室	地域包括支援センターの設置	4圏域の考え方をベースに、高齢者人口で割った独自の「日常生活圏域」を利用しているため。
保険年金室（年金）	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	地域包括支援センターの4圏域を活用し保健事業を行い、圏域毎で分析を行っているほか、大阪府後期高齢者医療広域連合から4圏域分の委託料で契約しているため。
都市政策室	都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2 「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想…に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」とされており、この基本構想を総合計画と解釈しているため。
都市整備室（公園）	和泉市みどりの基本計画	総計、都市マスに整合させ4圏域に分けて記載しているため。
都市整備室（道路河川）	都市再生整備計画	目標を定量化する指標として、総計の市民アンケート結果（北部地域）を用いているため。
	北信太駅前整備基本計画	北部地域に関する記述があるため。
こども未来室	待機児童数の調査・把握	保育所の入所にあたり、市全域で空き園を紹介するのは現実的ではないため。

ゾーン分けの考え方が必要と回答した課（室）

名称	活用対象	活用の理由
都市政策室	都市計画マスタープラン	地域特性を活かしたまちづくりを個別計画や事業に反映させるには、市の最上位計画である総合計画において土地利用の方向性を示しておくことが必要。
都市整備室（道路河川）	都市再生整備計画	既存市街地ゾーンがめざす住環境に関することが記載されているため
	北信太駅前整備基本計画	計画にゾーン分けの図が使用されているため

6. これらをふまえて

引き続き、土地利用構想を総合計画に記載するか否かについて、ご意見をいただきたい。

(事務局案)

4 圏域の分類を記載することについて

リージョンセンターの配置等もあるため、**引き続き記載**していく。

圏域ごとのまちづくりの方針を記載するかどうかは要検討。

既成市街地等のゾーン分けについて

今後は駅周辺の再開発など狭い範囲の整備が主な事業と考えられる。昭和・平成と続いた本市の市街化も一定の成熟をみせ、ゾーン分けは役割を終えたと考えられ、**総合計画からは削除**する。

⇒ [本編に戻る](#)

(参考)

基本構想の策定要領について（通知）

昭和 44.9.13、自治振第 163 号
各都道府県知事宛 自治省行政局長通知

さきに地方自治法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 2 号）が公布施行され、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならないものとされた。このことについては、昭和 44 年 4 月 19 日付自治事務次官依命通達（自治行発第 47 号「地方自治法の一部を改正する法律及びこれに基づく政令等の施行について」各都道府県知事、各都道府県選挙管理委員会委員長あて）をもって通知されたところであるが、今後、市町村の基本構想の策定に当たっては、別紙「市町村の基本構想策定要領」を参考とするよう貴管下市町村に対し十分なご指導をお願いする。

市町村の基本構想策定要領

第1 基本構想の性格

基本構想は、市町村の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村の経営の根幹となる構想であり、当該市町村の総合的な振興計画あるいは都市計画、農業振興地域整備計画等の各分野における行政に関する計画または具体的な諸施策がすべてこの構想に基づいて策定されおよび実施されるものであること。すなわち基本構想は、当該市町村の行政運営を総合的かつ計画的に行なうことを目的として策定されるものであること。

第2 基本構想策定の指針

基本構想を策定するに当たっては、次の諸点に留意されたいこと。

1. 当該市町村の置かれている自然的、歴史的および社会経済的諸条件に応じその特性を活かすよう配慮すること。
2. 国、都道府県等の当該市町村を包括する広域的な地域社会の振興整備に関する計画がある場合は、これに適合するよう配慮すること。なお、住民の生活圏の広域化に対応して他の市町村との協力および機能の分担等広域行政の要請に応ずるよう配慮すること。
3. 客観的、科学的な資料をもととして、当該地域社会の実態に応じた実現性のあるものとする。
4. 行政が多様化しかつ高度化する傾向に対処し、効率的な行政の運営に資するよう配慮すること。

第3 基本構想の内容

基本構想は、当該市町村の存立している地域社会についての現状の認識および将来への見通しを基礎として、その地域の振興発展の将来図およびこれを達成するために必要な施策の大綱を定めるものであること。

基本構想の表現の方法またはその詳細の度合については、市町村の自主的な判断によるものであるが、住民に理解し易いように表現することに配慮して、次の要領によること。なお、基本構想は、その本来の性格上当該市町村の事務ないし事業の具体的、個別的な計画に相当するような内容まで言及することは適当でないものであること。

1. 将来図

将来図は、一定期間後の将来における市町村における市町村の住民の豊かな生活および当該地域社会の振興発展の目標であるから、おおむね次のような手法を活用しつつ、できるだけ有機的一体的な地域社会像として把握して表現すること。

- (1) 人口、産業等に関する指標を用いて、地域社会経済の将来像を明らかにすること。ただし、これらの経済指標の計量化すなわちいわゆるフレームワークの手法の利用については、市町村のような狭い範囲の地域社会に適用する場合の技術的、資料的限界に留意されたいこと。
- (2) 市街地、集落等の配置、交通通信体系、土地利用の構想等を定めることにより、総合的な地域社会の構造を明らかにすること。
- (3) 住民生活の将来像については、教育文化、心身の健康等の人間形成の面も含め、住民の生活水準ないし生活水準の目標を示すことにより明らかにすること。

2. 施策の大綱

施策の大綱の内容としては、おおむね次のような事項が考えられるものであること。

- (1) 市街地および集落の整備、交通通信施策の整備、防災対策その他の地域社会の基礎的条
件の整備に関する事項
- (2) 生活環境、保健衛生、社会福祉、教育文化その他の住民生活の安定向上、人間形成等に
関する事項
- (3) 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項
- (4) 行財政の合理化に関する事項

なお、施策の大綱においては、市町村が自らの行政施策を通じてその実現のため責任を持
ちえない事業があっても、それが当該市町村の存立している地域社会の振興発展の方向ま
たは施策の基本を明らかにするため必要があるものについては含めても差し支えないもの
であること。

第4 基本構想の期間

基本構想の期間は、当該市町村の経営の目標となる将来図を将来のどの時点に焦点を置いて
画くことが適当であるかを判断して定めるべきであるが、一般的にはおおむね 10 年程度の展
望は持つことが適当であること。なお、国または都道府県等の総合的かつ長期的な計画で市町
村の区域をこえる広域的な計画がある場合には、その期間と一致させることも考えられるもの
であること。

第5 基本構想の形式

基本構想の形式は、原則 として文言形式によることとし、必要があれば表、略図等を活用す
ることとするのが適当であること。

第6 基本構想の策定手続

基本構想は、その性格上市町村長の責任において原案を策定し議会に提案すべきものである
こと。

第7 基本構想の改訂

基本構想は、当該市町村の長期にわたる経営の根幹となるべきものであるから、これに基づ
いて市町村長の策定する計画等を通じて社会経済上の変動に弾力的に対応することとし、みだ
りに変更すべきものではないが、策定後の社会経済情勢の進展等外部条件の変化により基本構
想と現実との遊離が著しく大きくなる等の理由により、当該市町村の経営の基本たるにふさわ
しくない状態になった場合においてはすみやかに改訂すべきものであること